

獣医事をめぐる情勢

農林水産省消費・安全局

畜水産安全管理課

令和4年11月

獣医師の活動分野

獣医師が活動する様々な分野

分野別獣医師の数

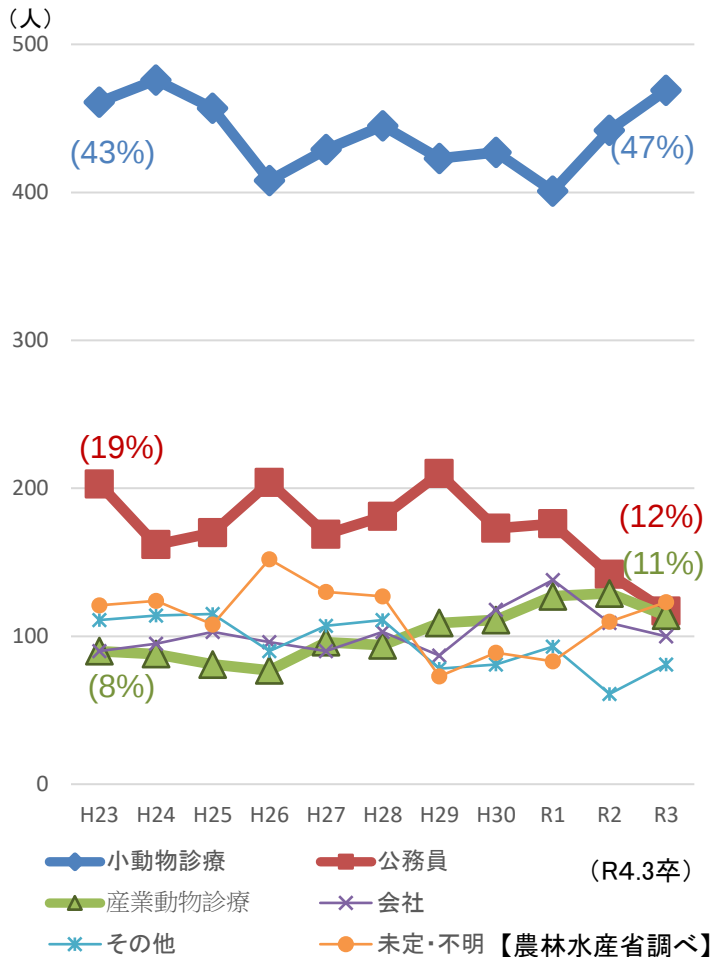
(単位:人)

- ① 産業動物診療
家畜や家きん(産業動物)の診療に従事
- ② 公務員
家畜伝染病の予防やまん延防止などの農林水産分野、食肉検査などの公衆衛生分野、動物の愛護・管理などに従事
- ③ 小動物診療
犬、猫等のペットの診療に従事
- ④ その他の分野
大学の教員、動物用・人体用医薬品の開発、海外技術協力などに従事
- ⑤ 獣医事に従事しない者(無職含む)

		令和2年	割合(%)	
活動獣医師	産業動物診療	4,402	10.9	
	公務員	農林水産分野	3,405	8.5
		公衆衛生分野	5,531	13.7
		その他	482	1.2
	小動物診療	16,203	40.3	
	その他の分野	5,832	14.5	
	小 計	35,855	89.1	
獣医事に従事しない者(無職含む)		4,396	10.9	
合 計		40,251	100	

【農林水産省調べ】

(参考) 獣医大学卒業者の就職状況の推移

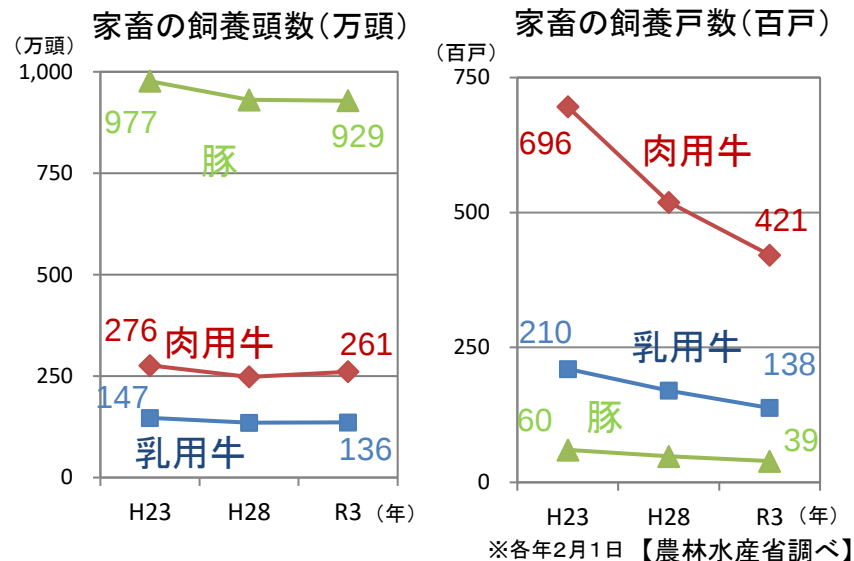


獣医師国家試験の実施結果（令和3年度）

受験者数: 1,196人(既卒者を含む)

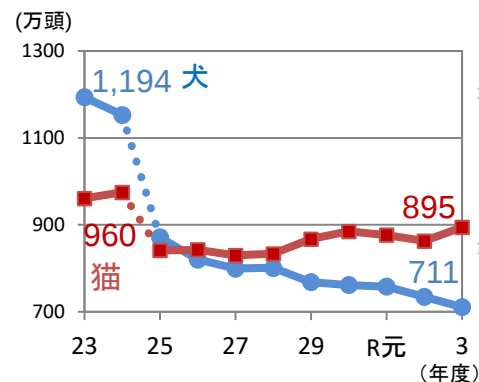
合格者数: 960人(合格率80.3%)

(参考) 家畜及び犬猫の飼養頭数の推移

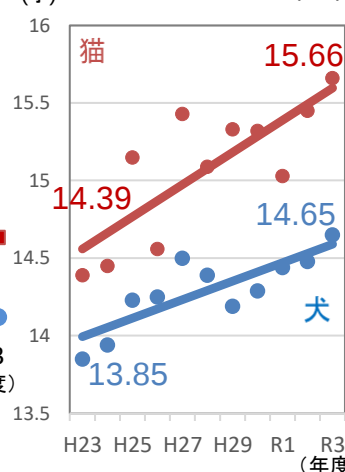


※各年2月1日【農林水産省調べ】

犬・猫の飼育頭数(万頭)



一般家庭の犬猫の平均寿命(才)



※令和3年度調査において推計方法を改定
(改定した推計方法により平成25年度以降の推計頭数を再計算)【ペットフード協会調べ】

獣医療提供体制の整備のための基本方針と都道府県計画

安全で良質な畜産物を安定供給するためには、産業動物分野における家畜の診療体制等の整備が必要です。

基本方針(農林水産大臣)

公表

(現行基本方針令和2年5月)

- 産業動物獣医師(産業動物臨床獣医師及び都道府県の公務員獣医師)の確保
- 飼養衛生管理や防疫指導を実践する獣医師の養成
- 愛玩動物看護師との連携 等

国

都道府県計画(都道府県知事)

公表・報告

基本方針に即して、具体的な目標を策定
(産業動物獣医師の確保に関する数値目標 等)

- ・ 都道府県における獣医療の実態把握
(家畜の飼養状況、産業動物獣医師数 等)
- ・ 生産者のニーズの把握 等

都道府県

国、都道府県が連携し獣医師や生産者等のニーズに応え得る獣医療を提供する体制を整備

産業動物獣医師の育成・確保等対策(令和4年度予算:262百万円)

獣医学生等の就業を誘導する地域への支援

産業動物獣医師への就業を志す、地域枠入学者※¹や獣医学生に修学資金を給付する地域への支援

- ・ 地域枠入学者: 大学入学時に納付する費用及び月額18万円(上限)を給付
- ・ 獣医学生: 私立学生月額18万円・国公立学生月額10万円(上限)を給付

修学資金は一定期間※²を産業動物獣医師として就業予定先で勤務することを条件とする

※¹ 獣医系大学が設定する、地域の産業動物獣医師に従事する意思を持った生徒の選抜枠により入学を許可された者

※² 給付月額が5万円以下の場合は給付期間の5/4の期間(6年の場合7年6か月)、5万円を超え12万円以下の場合は給付期間の3/2の期間(6年の場合9年)、12万円を超える場合は給付期間の5/3の期間(6年の場合10年)

獣医学生の臨床実習と獣医師の技術向上

1 獣医学生

産業動物診療や家畜衛生行政についての臨床実習等を実施

2 獣医師

産業動物分野における管理獣医師育成のための長期研修等、現場で必要とされている知識・技術向上のための卒後研修等を実施

情報通信機器を活用した産業動物診療の効率化

離島等の獣医療提供体制の効率化が求められる地域をモデルとして情報通信機器を用いた診療の試行的な導入などを実施

家畜の遠隔診療（情報通信機器を活用した産業動物診療の効率化）

【課題】 離島等の地理的要因により、獣医師の**頻繁な診療が困難**な地域が存在。さらに、家畜診療所の統合等による往診距離の長距離化などを原因として、**診療効率の低い地域**が発生（獣医師の**勤務時間の約3割が移動時間**）。 ⇒ 家畜において遠隔診療を積極的に活用する必要。

デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）より抜粋

デジタル技術を活用して畜産業や養殖業の生産基盤強化を図るため、飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムの開発を開始するとともに、獣医療提供体制や水産防疫体制の強化に向けて、**場所を選ばない迅速な診断を可能とする遠隔診療を推進**する。



農家と獣医師

獣医師と獣医師



遠隔診療の事例

事例1：獣医師及び畜産農家間の事例

- 1 獣医師が農家に事前研修：実学（ポータブルエコーや電子聴診器の利用方法）、座学（感染症学や繁殖学）等
- 2 ① 農家が呼吸音や牛の様子の動画をスマホで獣医師に送付。
⇒ 肺炎の早期発見・早期治療。他の牛へのまん延も防止。
- 2 ② 農家が卵巣を撮影し、スマホで獣医師に送付。
⇒ 受精卵移植適期のみ往診。受精卵廃棄防止や往診回数減。

事例2：獣医師間（V to V事例（V:獣医師（veterinarian））

- 事前研修済の農家が獣医師に動画を送付。若手獣医師がグループSNSで獣医系大学教官らベテラン獣医師と同時共有・相談
⇒ 農家は早期の応急措置が可能。心理的不安が解消。
⇒ 獣医師は若手獣医師の育成、組織的な知見集約、ベテラン獣医師の業務効率化・ノウハウ伝承。

事例動画：

離島の農場と獣医師を結ぶ
遠隔診療
～西表島・石垣島・沖縄本島～
<https://www.youtube.com/watch?v=TqTmrKl9G9o>



獣医師と牧場の距離を克服

～くろべ牧場まきばの風 遠隔診療～
https://www.youtube.com/watch?v=XtyR1N_HfdU



(参考) 家畜の遠隔診療の関係通知

- 家畜において遠隔診療を積極的に活用するため、初診から実施可能な旨（令和3年12月）や、動物用医薬品の取扱（令和4年8月）を通知で明確化。

家畜における遠隔診療の積極的な活用について（令和3年12月15日付 消費・安全局長通知）

畜産業は、我が国農業の基幹的部門へと成長を遂げてきており、飼養規模の拡大と集約化が進展する中で、家畜の伝染性疾患の予防や食品の安全、農家の収益性向上につながる獣医療の提供が求められている。

これまで、家畜の遠隔診療については、迅速かつ的確な診療を実現するために、飼育者から病状の聴取等をもって行う診察が行われてきたところであるが、産業動物獣医師の偏在や情報通信機器の高度化、普及等も踏まえ、遠隔診療の適時・適切な活用を推進することが重要となっている。

このため、今般、遠隔診療を積極的に活用するための留意事項等を下記のとおり取りまとめたので、畜産農家及び獣医師等の関係者へ周知徹底の上、遠隔診療による家畜における迅速かつ的確な飼養衛生管理の促進に努められたい。

記

1 家畜の遠隔診療の積極的な活用における留意事項

- (1) 畜産農家では、飼養衛生管理基準に定める農場ごとの担当獣医師等の定期的な指導を受けていることに鑑み、群の一部に直面での診療が行われていない家畜が含まれている場合であっても初診から遠隔診療（要指示医薬品の処方を含む。）が可能であること。
- (2) ただし、家畜伝染病等が疑われる場合、正確な診断のため触診を要する場合、畜産農家の情報通信機器の扱いが不慣れであり、正確な情報が得られない場合等、遠隔診療による対応が困難又は不適切と考えられる場合は、直面での診察への切り替えや、管内の家畜保健衛生所等への連絡を行うこと。

2 その他の留意事項

- (1) より適切かつ安全に遠隔診療を実施するため、遠隔診療を行う獣医師は、送付された検体の検査、より高度で情報量の多い情報通信技術の活用等により診療に必要な情報を入手すること。
- (2) 家畜への過剰投薬の防止等の観点から、地域の家畜保健衛生所の家畜防疫員及び飼養衛生管理基準に定める農場ごとの担当獣医師等の関係者間で診療に関する医薬品の処方、使用等の情報を共有し、連携して慎重使用の推進を図ること。

家畜における遠隔診療の積極的な活用に係る家畜の動物用医薬品の取扱について（令和4年8月16日付 畜水産安全管理課長通知）

家畜の遠隔診療については「家畜における遠隔診療の積極的な活用について（3消費安全第4800号令和3年12月15日付け農林水産省消費・安全局長通知）」において、積極的に活用するための留意事項を示したところです。このことを踏まえ、今般、獣医師の診断に基づく指示等の家畜の動物用医薬品の取扱について、下記のとおり改めて整理したので関係者に周知願います。

記

1 家畜の動物用医薬品の使用については、獣医師法（昭和24年法律第186号）第18条の

- (1) 獣医師の診察により、獣医師自らが家畜に使用する
- (2) 獣医師の診察により、当該獣医師が調剤等した動物用医薬品を、家畜の所有者が自己の所有する家畜に使用する
- (3) 獣医師の診察に基づく指示により、家畜の所有者が、動物用医薬品販売店から動物用医薬品を購入・郵送し、自己の所有する家畜に使用する

といった形態が一般的である。また、獣医療法（平成4年法律第46号）第5条に基づき診療施設を管理する獣医師が、離島等に具備した当該診療施設の複数の貯蔵設備を管理し、遠隔診療の後、当該貯蔵設備から動物用医薬品を指示・処方する事例がある。

2 また、①家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に基づく飼養衛生管理基準に定める農場ごとの担当獣医師である等といった理由から定期的な指導を行っている場合や、②過去の群内の事故発生率や繁殖成績等を獣医師が正確に把握できている場合などにおいて、当該獣医師は、当該農場での家畜の診療に必要な動物用医薬品の量と期間が予測できる場合がある。

当該獣医師は、動物用医薬品の適正な使用に必要な事項について注意及び指導を行った上で、家畜の所有者に対して予め動物用医薬品を指示・処方することがある。この場合においても、消費者からの国産畜産物への信頼確保の観点から、家畜の所有者は、症状の経過等に応じて、動物用医薬品を使用する際には、改めて獣医師の診断を求めるといった動物用医薬品の慎重使用に努めている。

3 なお、家畜の所有者は国産畜産物への信頼確保のみならず、農場経営の実態把握のためにも生産資材のひとつである動物用医薬品の在庫管理を当然に行っているが、先述の飼養衛生管理基準においても記録の作成及び保管として「投薬その他の措置の状況」が対象となっている。

また、獣医師は予め診断等した場合と、改めて診断を行った場合の両方について診療簿へ記載している。これらによって動物用医薬品の使用履歴等の明確化が可能となっている。

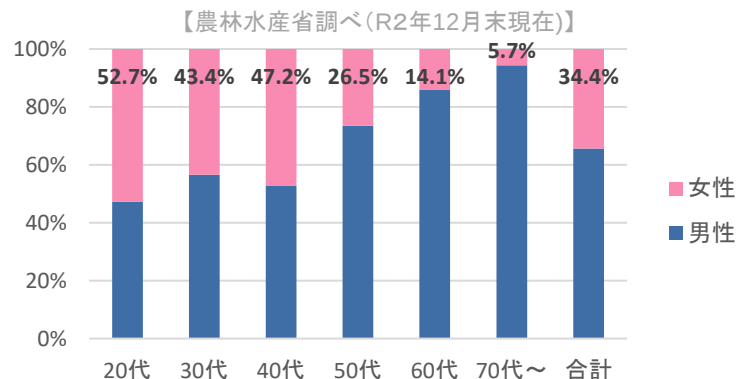
(参考) 女性獣医師が生涯を通じて、能力を十分発揮できる環境作りが重要

- 獣医師のうち、20～30歳代では女性獣医師が増加しており、約半数近くを占めている
- 獣医学生の約半数は女性であり、今後も女性獣医師が増加

課 題

- 結婚や出産、子育てを理由に離職
- 長期離職による技術力への不安等により、再就職をためらう者の存在

獣医事に従事する獣医師の年代別男女比



女性獣医師等の産業動物分野への就業支援

- 1 女性獣医師等のスキルアップ
職場復帰・再就職に当たって、最新の知識の習得や技術の向上を図るための研修を実施
- 2 雇用者の理解醸成
女性獣医師等の就業に対する理解を醸成するための講習を実施
- 3 学生への情報提供
将来の就業先について考える機会を提供するセミナーや獣医師が働く診療現場等の見学を実施